

ご投資者の皆さまへ

2018年9月10日
ピクテ投信投資顧問株式会社

「ピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)」の 第127期(2018年9月)分配金に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)」(以下、「当ファンド」といいます)は、9月10日に第127期(計算期間2018年8月11日～2018年9月10日)決算を迎え、分配金をこれまでの30円から15円(1万口あたり、税引前)に変更させていただきました。なお、同日の基準価額(分配金落ち後)は1,791円でした。

今回の分配金額に関しては、現在の基準価額の水準、分配対象額、利子・配当等収益、投資環境等を総合的に勘案し決定いたしました。

当ファンドは、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。なお、毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、今後の投資環境や運用状況等により運用実績および分配金水準も変動いたします。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

第127期決算における基準価額と分配金額(1万口当たり)

決算期	基準価額	分配金額	設定来分配金累計
第127期 (2018年9月10日)	1,791円	15円	6,615円

※基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。
 ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

分配金に関するQ&A

1. なぜ、分配金を引き下げたのですか？

分配金を引き下げた分をファンドに留保し、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益分配のバランスのとれた運用を目指すためです。

基準価額は2013年5月以降、下落基調が続き、足元2,000円を割り込んで推移しています。そのため、分配金をこれまでの30円から15円(1万口あたり、税引前)に変更し、引き下げられた相当分をファンドに留保することで、中長期的な信託財産の成長と安定した収益分配を目指すことといたしました。

基準価額と分配金額の推移

日次、期間：2008年1月31日(設定日)～2018年9月10日



分配金設定来累計
(2018年9月10日現在) **6,615円**

※1万口当たり

※基準価額は信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。

※基準価額(分配金再投資後)は購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

分配金に関するQ&A

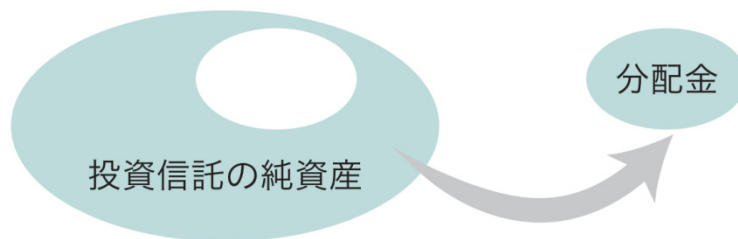
2. 分配金を引き下げた分は、どうなるのですか？

分配金はファンドの純資産から支払われます。分配金を引き下げた相当分は、ファンドの純資産に留保され、運用に振り向けられます。

分配金の引き下げに伴う差額は、ファンドの純資産に残ります。

今回の引き下げによって分配金として払い出す金額を小さくし、ファンドに留保することで、今後のマーケット上昇時などに、トータル・リターン・ベースでの投資効果がより高くなることも期待できます。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



3. 分配金額と運用成績には関係があるのですか？

分配金額の多い、少ないで運用成績をはかることはできません。

ファンドの運用成績はトータル・リターンで考えていただくことが重要です。

ファンドで得られた収益を分配金として支払うかファンドに残して運用に振り向けるかは、各ファンドの方針によって異なります。そのため、分配金の多い、少ないでファンドの運用成績の良し悪しを判断することはできません。ファンドの運用成績は分配金額ではなく、基準価額の変動と支払われた分配金を加えたトータル・リターンでご確認ください。

分配金に関するQ&A

4. 今後、分配金額15円は継続しますか？

今後、基準価額水準や市況動向等によっては変更の可能性もあります。

当ファンドの分配金額は、現在の基準価額水準や投資環境等を総合的に勘案して検討いたします。そのため、今後、基準価額水準や市況動向等によって見直しが必要であると判断される場合には、分配金額を変更する場合があります。

5. 分配対象額(分配原資)はどのような状況ですか？

第127期(2018年9月)決算における分配対象額(分配原資)は、1,181円(1万口あたり)です。

分配対象額(分配原資)は、交付運用報告書でもご確認いただけます。交付運用報告書は年2回作成し(作成基準:毎年1月と7月の決算日)、開示しています。

6. 他のファンドも同様に分配金額を変更しますか？

その他の各ファンドは、それぞれ投資対象も投資環境も異なっているため、一律に変更することはありません。

ピクテ投信投資顧問が運用する各ファンドは、それぞれ投資対象も投資環境も異なっているため、一律に変更することはありません。

その他のファンドに関しても、投資対象の市場環境や過去の実績、基準価額の水準などを考慮しながら分配金額を決定してまいります。

市場の見通し・ファンドの魅力

1. 新興国株式市場の見通しを教えてください。

長期的には新興国経済の成長が相対的に高いリターンをもたらすと考えます。

人口増加や一人当たりGDPの増加等を柱とした新興国経済の成長は、長期的に新興国株式市場のけん引役になると考えます。新興国株式市場は、米国長期金利上昇や米中貿易摩擦、トルコにおける混乱等を背景に、足元ではバリュエーションが切り下がる展開となっていますが、ピクテは新興国株式が長期的にみて相対的に高いリターンをもたらすと考えています。

新興国では、今後長期間にわたって「消費」が経済をけん引する構造になると思われます。新興国の人口動態は、先進国と比較して労働人口が多く占めています。世界銀行によれば、先進国では年金受給者1人に対し労働者が4人であるのに対し、新興国では年金受給者1人に対し労働者10人で支えている状況です。また、新興国では中間所得層が今後拡大することが予想されるほか、主要新興国において構造改革が起これば、さらに消費が伸びることも想定されます。このような環境下、ピクテでは新興国株式の今後5年間の投資リターンは、他の主要資産に比べ高くなると想定しています注。

注：配当利回りやEPS成長率、PERの変化率などを使用しピクテ・グループが算出する株式の長期収益率見通しによる。

新興国株式の構造は大きく変化しています。2000年のITバブル期を除き、MSCI新興国株価指数はこれまでエネルギー/素材セクターが高いウェイトを占めていましたが、2014年11月末から情報技術セクターがエネルギー/素材セクターを逆転し、その後は急速に情報技術セクターが拡大し続けました。一般的に、新興国株式は国際商品市場に左右されやすいと認識されていますが、過去と比べてボラティリティの高い国際商品市場への影響度は大きく低下しているため、新興国株式全体の企業業績に関してもボラティリティが低下することが期待されます。

新興国株式は、人口増加やイノベーション、金融市場の発達、中間所得層の拡大等を背景とした消費拡大が企業業績をけん引するかたちで、中長期的には堅調に推移することが期待されます。新興国株式の予想PERは2018年8月末時点で11.29倍と、過去5年間約9.5倍～13倍のレンジで推移していたことを考慮すると割高感が無いことも支援材料だと考えます。

※MSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

MSCI新興国株価指数に占める業種ウェイトの推移

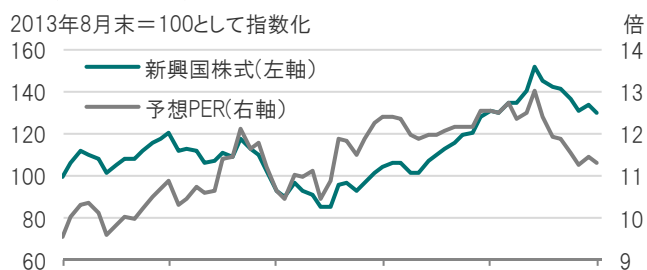
月次、期間1994年12月末～2018年8月末



94年12月 99年12月 04年12月 09年12月 14年12月
出所：トムソン・ロイター・データストリームのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

新興国株式の株価推移と予想株価収益率(PER)の推移

月次、米ドルベース、期間：2013年8月末～2018年8月末



2013年8月末＝100として指数化 倍
13年8月 14年8月 15年8月 16年8月 17年8月 18年8月
※新興国株式：MSCI新興国株価指数(配当込み)
※予想PERは、12ヵ月先予想1株あたり利益(EPS)ベース
出所：トムソン・ロイター・データストリームのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

市場の見通し・ファンドの魅力

2. 当ファンドの魅力を教えてください。

当ファンドの主な魅力は、以下の3点です。

- ①相対的に高い配当利回り
- ②安定的に利益が出ている企業への投資
- ③分散投資効果

新興国の高配当利回り株式は、日本など主要先進国の株式に比べて配当利回りが高いことから、配当金の積み上げ効果が期待できます。(2018年8月末現在の組入銘柄の予想平均配当利回り:5.1%)

また、一般的に配当は堅調な企業業績を背景に行われるため、配当を継続的に出せる企業に着目することで、安定的に利益が出ている企業に投資することが可能となります。

新興国株式は、先進国株式などに比べると政治・経済情勢の変化の影響が大きいという特徴があります。そのため、当ファンドでは、幅広い国や銘柄に分散投資することで、こうした新興国株式への投資に伴うリスクの低減を図っています。(2018年8月末現在の組入国数:18カ国)

※予想平均配当利回り、組入国数は、当ファンドの主要投資対象であるPGSF-新興国ハイインカム株式ファンドの状況です。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
カントリーリスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 主に新興国の高配当利回りの株式に投資します
- 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月 10 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

－分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

－収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

毎年 2 月、5 月、8 月および 11 月の決算時には、原則として決算時の基準価額が 1 万円を超えている場合は、毎月の分配金に 1 万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1 万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。

－留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハイインカム株式ファンド(当資料において「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット JPY(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

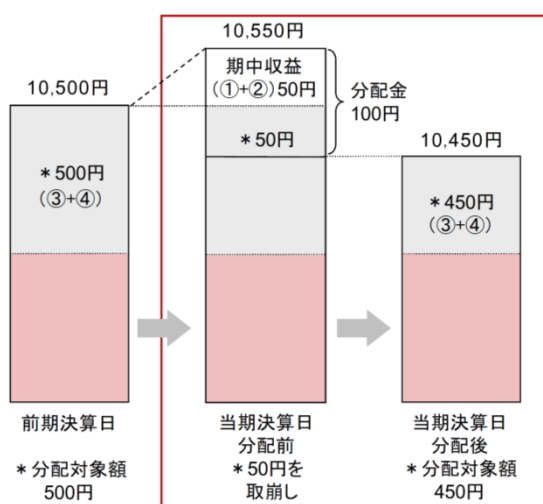
投資信託で分配金が支払われるイメージ



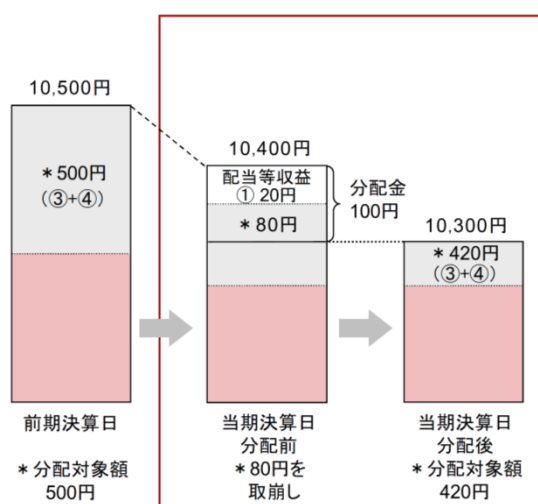
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



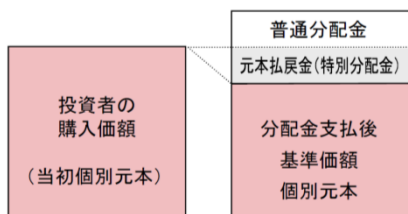
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

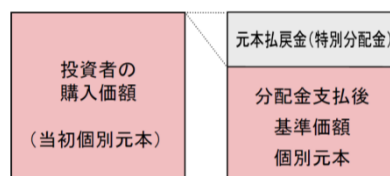
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等
【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	平成20年1月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	3.24% (税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)						
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額が控除されます。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.242% (税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.75%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.35%	年率0.75%	年率0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.35%	年率0.75%	年率0.05%					
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>新興国ハイインカム株式ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>ショートタームMMF JPY</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)	新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%	ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)		
新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%						
ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%(上限)						
実質的な負担	最大年率 1.992% (税抜1.9%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.054% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドに関する お問い合わせ先	ピクテ投信投資顧問株式会社	【電話番号】 0120-56-1805 受付時間:営業日の午前9時~午後5時 【ホームページ】 http://www.pictet.co.jp 【携帯サイト(基準価額)】	
---------------------	---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 / 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〉
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目録見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
ほくほくIT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第2号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行(インターネットバンキング専用)	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	

販売会社一覧(つづき)

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行(インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○	

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

■お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額 × 購入口数 × 上限 3.78%（税抜 3.5%）

■お客様が換金時に直接的に負担する費用

換金時手数料：公社債投信 1 万口当たり上限 108 円（税抜 100 円） ※その他の投資信託にはありません

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額 × 0.5%以内

※T&D「Jリートファンド 限定追加型 1402」（当初申込時無手数料）についてはご換金時期により信託財産留保額 3.0%～0.5%（平成 33 年 6 月 1 日以降は無料）をご負担いただきます。

■お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担：純資産総額×実質上限年率 2.5704%（税抜 2.38%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他の費用

※上記の他に、組入有価証券等の売買に係る売買委託手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。これらの費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

- 上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、販売会社である香川証券株式会社が取扱うすべての公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

【香川証券株式会社】

商号等 香川証券株式会社

登録 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第 3 号

加入協会 日本証券業協会